

# 第97回北海道国土利用計画審議会

## 議事録

開催日時：平成30年2月2日(金) 13:30～15:30  
開催会場：第二水産ビル 3階3G会議室

## 第97回北海道国土利用計画審議会

- 次 第
- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議 題

- 北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について
- 北海道土地利用基本計画（計画書）の変更について

- 4 その他
- 5 閉 会

### ○ 出席者 (委員側)

会長	中 村 太 士
委員	伊 澤 珠 樹
〃	大 場 英 彦
〃	小野寺 理 佳
〃	川 村 志 麻
〃	小 林 康 雄
〃	迫 田 宏 治
〃	椎 野 亜紀夫
〃	塩 越 康 晴
〃	多 田 正 光
〃	永 野 仁

### (道側)

総合政策部政策局	計画推進担当局長	山 本 文 彦
総合政策部政策局土地水対策課	課長	阿 部 潤 一
〃	主幹	平 賀 功 浩

### (事務局)

総合政策部政策局土地水対策課	主査	祐 川 正 光
〃	主査	武 安 郁 男

### (関係課)

環境生活部環境局環境政策課	主査	小 峰 健 一
環境生活部環境局生物多様性保全課	主査	増 本 弘 次
農政部農業経営局農地調整課	主査	原 智 彦
〃	技師	川 上 広 樹
水産林務部林務局森林計画課	主査	中 川 みちよ
〃	主事	河 野 篤 博
建設部土木局河川砂防課	主査	吉 崎 貴 博
建設部まちづくり局都市計画課	主査	野 並 克 弘
	主査	小 西 美 弥
	専門主任	朝 野 哲 夫
	専門主任	内 堀 康
	主任	大 西 浩 文

## 1 開会

### □ 事務局（阿部課長）

ただ今から、第97回北海道国土利用計画審議会を開催いたします。私は、本日の司会を務めさせていただきます総合政策部政策局土地水対策課長の阿部でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開催に当たりまして、総合政策部政策局計画推進担当局長の山本よりご挨拶を申し上げます。

## 2 挨拶

### □ 事務局（山本局長）

総合政策部政策局計画推進担当局長の山本でございます。本日は、ご多忙のところ、審議会にご出席いただき、ありがとうございます。

中村会長をはじめ委員の皆様には、日頃より、土地利用に関する施策はもとより道行政の推進にご指導、ご協力を賜り、この場をお借りして感謝申し上げる次第であります。

また、道では、科学技術上のすぐれた発明、研究等を行い、本道産業の振興、道民生活の向上など経済社会の発展振興等に功績のあった方に、知事表彰として、北海道科学技術賞を贈呈しておりますが、この度、当審議会の中村会長が、自然環境の保全と再生に関する研究成果や実践等が高く評価され、受賞されることになりましたので、心からお祝い申し上げます。本当におめでとうございます。

さて、本日は、土地利用基本計画の計画図及び計画書の変更についてご審議をいただくこととしております。

計画図の変更につきましては、農業地域の拡大が3件、縮小が2件、また、森林地域の拡大が5件、縮小が3件の合わせて13件の案件についてご審議をいただくこととしております。

また、計画書の変更につきましては、昨年8月の当審議会で素案をお示しして以降、委員の皆様をはじめ、市町村や国などから数々の貴重なご意見をいただきながら検討を進めてまいりました。本日は、最終的な取りまとめとなります第5次(案)につきまして、ご審議いただきたいと考えております。

最後となりますが、道といたしましては、本日の審議会のご意見を踏まえまして、土地利用基本計画の計画図及び計画書の変更を行うこととしておりますので、委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。なお、本日はちょっと長時間になろうかとおもいますが、どうぞよろしくお願いいたします。

## 3 会議成立

### □ 事務局（阿部課長）

本日の審議会には、委員総数15名のうち、11名の委員の皆様にご出席をいただいております。北海道国土利用計画審議会条例第6条第2項に規定をいたします定足数を満たしております。従いまして、本会議が成立していることを、ご報告を申し上げます。

なお、本審議会につきましては、北海道情報公開条例第26条に基づき、会議を原則、公開することとしております。

また、会議の議事録につきましても同様の取扱いとなっておりますので、後ほど、会長に議事録署名委員のご指名をお願いを申し上げます。

それでは、議事に入りますが、この後の議事の進行につきましては、中村会長にお願いいたします。

## 4 進行役交替

### □ 中村会長

はい。年度末のお忙しい時期に集まっただきありがとうございます。

先ほど、話があったようにちょっと長くなるかもしれませんが、途中、休憩をはさんで実施していきたいと思っておりますので、ご協力のほどをお願いします。

## 5 議事録署名委員の指名

### □ 中村会長

まず、議事に入ります前に、先程、事務局から説明がありました議事録署名委員について指名させていただきます。議事録への署名については、会長の私と、会議の都度、会長が指名する2名の計3名が行うこととなっておりますので、ご了承ください。今回は、大場委員と小野寺委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

## 6 諮問

### □ 中村会長

それでは、議題1の「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について」ですが、お手元に諮問文の写しが配付されておりますとおり、平成30年1月26日付けで、知事から本審議会に諮問がありましたので、この件について審議してまいりたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

なお、ご意見・ご質問等については事務局からの説明が終わったあと、一括してお受けしたいと思っておりますので、それぞれメモをしておいていただけたらと思っております。よろしくお願いたします。

## 7 議事（北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について）

### □ 事務局（平賀主幹）

土地水対策課の平賀でございます。本日はよろしくお願いたします。

恐縮ではございますけれども、座って説明させていただきます。

まず始めに、北海道土地利用基本計画の計画図の変更についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。

なお、本日お配りしている資料でございますけれども、事前にお送りしておりました資料の一部誤り等がございましたことから、修正を加えておりますので、ご了承願います。

まずは資料1、1枚お開き願います。変更地域の概要を3ページで取りまとめたものですが、本日は、農業地域の拡大3件、農業地域の縮小2件、森林地域の拡大5件、森林地域の縮小3件の合計13件についてご審議いただくこととしております。

整理番号1から3が「農業地域の拡大」、4と5が「農業地域の縮小」、6から10が「森林地域の拡大」、11から13が「森林地域の縮小」でございます。

それでは、1ページをご覧ください。

なお、お手元の資料以外でも、プロジェクターもご用意しておりますので、ご利用願いたいと思っております。

まず、1ページでございますけれども、北海道地図に変更案件に係る市町村を示しております。ピンク色で塗りつぶしている箇所が「拡大」の地域、黄色で塗りつぶしている箇所が「縮小」の地域です。

2ページをご覧ください。これは、変更案件について、委員の皆様にご審議していただく際のポイントを整理したものでございます。国土の合理的利用のため、「国土利用計画や土地利用基本計画等との整合性」、「重複地域も含め五地域区分の設定の妥当性」などについて、総合的な見地からご審議いただければと存じます。

まず、ポイントの1「国土利用計画や土地利用基本計画等との整合性」でございますが、これは、国土利用計画や土地利用基本計画に掲げられている「国土利用の基本方向」や「土地利用の基本方向」、「土地利用の原則」などとの整合性が図られているかどうかということでございます。

ポイントの2「重複地域も含め五地域区分の設定の妥当性」でございますが、これは、変更後の重複の設定も含めまして、土地利用基本計画に掲げられている「土地利用の原則」等に照らしまして、五地域の設定あるいは変更が妥当かどうかということでございます。

ポイントの3「重複地域変更の土地利用優先順位等の妥当性」についてでございますが、これは、変更前に五地域が重複している場合において、土地利用基本計画の土地利用の優先順位を勘案した変更となっているかどうかということでございます。

最後に、ポイント4「地域変更による他地域への悪影響の有無」ですが、これは、土地利用基本

計画の五地域区分を変更したときに、変更区域と隣接する五地域の区域に影響があるかどうかということでございます。

例えば、都市的土地利用が行われている都市地域が広くゾーニングされている中に、ぽつんと農業地域を編入しようとする案件があったとしますと、これは有効で適切な都市の利用を阻害するのではないかとこのようなものでございます。

また、開発行為に伴う周辺への影響などにつきましては、個別規制法の許可申請の段階で審査等が行われることとなりますので、本審議会で他の五地域への影響について検討・協議する際には、総合的かつ大所・高所の視点から見てどうかということになります。

それでは、変更案件の内容についてご説明させていただきます。

まず、農業地域の拡大案件からご説明いたします。

3ページをご覧ください。整理番号1「滝川農業地域の拡大」について、ご説明いたします。

本案件は、道立滝川畜産試験場の跡地で、一部が農地である地域であり、今後も農地としての利用が見込まれることから、周辺の農業振興地域と一体として総合的な農業振興を図る必要があるため、農業地域に指定するというものでございます。

新たに農業地域に指定する面積は、508ヘクタールで、変更区域内には農地が180ヘクタールでございます。

個別規制法との関係につきましては、農業地域の変更後、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、農業振興地域の変更を行うとともに、併せて農用地区域の指定を行うこととなります。

次に、国土利用計画法では、土地利用基本計画を変更する場合は、あらかじめ当審議会のほか、国土交通大臣及び市町村長からご意見を聞くこととされており、当案件につきましては、滝川市長及び国土交通大臣から「特に意見のない」旨の回答をいただいているところでございます。

なお、本日の13件の案件につきましては、すべて国土交通大臣及び関係する市町村長から「意見なし」との回答をいただいておりますので、意見の聴取状況につきましては、以後省略させていただきます。

下段になりますが、変更地域に係る五地域の指定状況等につきましては、変更前、すなわち現在は、都市地域に一部森林地域が重複する地域となっておりますが、変更後は、都市地域と農業地域が重複するとともに、一部は森林地域も合わせた3地域が重複する地域となります。

4ページをご覧ください。変更区域は、滝川駅から北東に約9キロメートル、道央自動車道に沿った位置でございます。

5ページをご覧ください。これは、土地利用基本計画図に変更区域を図示したものでございます。

なお、前回の審議会でもご説明させていただきましたが、右側の凡例の色つきの太線で、赤色の「都市地域」、橙色の「農業地域」、緑色の「森林地域」、青色の「自然公園地域」、紫色の「自然保全地域」を五地域と言っております。本審議会では、この太線の位置を変更すること、すなわち土地利用基本計画図を変更することについてご審議いただくこととしております。

桃色の部分が、農業地域に拡大する区域でございます。変更区域の上から右側にかけて赤色の太線が走っていますが、これは都市地域を表す線でございます。線のところに小さな線がありますが、これをケバと言っております。ケバのある方向がエリア内を指しております。従いまして、変更区域は、ケバの向いている方向にありますので「都市地域」の中にあり、また、橙色の斜線で色塗りされた「農業地域の農用地区域」に接しています。

なお、変更区域の下側の白地の部分は、道立総合研究機構の花・野菜技術センターでございます。今回の農業地域拡大の対象としていませんので、真っ白となっております。

また、高速道路の西側の白地の部分は、陸上自衛隊滝川演習場となっております。さらに、右側の白地の部分は、赤平市の行政区域となっております。

6ページをご覧ください。これは、ただ今の土地利用基本計画図の拡大図です。赤枠で囲んだところが、農業地域に拡大する区域です。右側の部分は、一部都市地域の太線と重なっており、また、赤平市と接しています。

変更区域内には、先ほど、五地域の指定状況でもご説明しましたが、緑色の斜線で表した森林地域の地域森林計画対象民有林が209ヘクタール存在します。変更区域左側の緑色の○(丸)の

部分は、防風保安林となっています。また、変更区域内の白地の部分は、現況農地と雑種地となっています。

7ページをご覧ください。これは、グーグルの航空写真でございます。

8ページをご覧ください。こちらは、昨年11月に撮影した変更区域の写真でございます。左上の写真で示しているとおり3方向から撮影しております。

雪で覆われていますが、農地部分を撮影したものでございまして、ここでは、薬草が栽培されております。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについてご説明いたします。

2ページにお戻り願います。まず、ポイント1に関しては、土地利用基本計画では、「土地利用の原則」、計画書では11ページになりますが、お手元に青色のファイルがございますが、そこに現行の土地利用基本計画書をお配りしてありますけれども、そこに土地利用の原則が記載されておまして「農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域」であるとされておまして、変更区域は、道立滝川畜産試験場の跡地で、現在、一部農地として利用している土地を、引き続き農地として利用・保全を図るものでありますことから、土地利用基本計画との整合性が図られているものと考えているところでございます。

次にポイント2に関しては、本案件は、農業地域の拡大によりまして、都市地域、森林地域と重複することになりますが、お手元の審議会資料ファイルの最後のページを併せてご覧いただきたいのですが、「重複地域における土地利用の調整指導方針」で、農業地域は、「都市地域のその他」、「森林地域のその他」との重複は認められておまして、また、農業地域の指定に併せて設定される「農用地区域」につきましては、重複することができない保安林にはかかりませんことから、農業地域の指定は問題がないものと考えているところでございます。

次にポイント3に関しては、これは、変更前に五地域区分が重複している場合において、土地利用基本計画の土地利用の優先順位を勘案した変更となっているかどうかということでございますが、本案件は、新たに農業地域を指定するものでありますので、この項目については該当しておりません。

最後にポイント4に関しては、変更区域は、農業地域に接しており、一体となって利用が図られるものであること、また、現況を変えることなく引き続き農地として利用いたしますことから、農業地域への変更による他地域への悪影響はないものと考えているところでございます。

以上が「滝川農業地域の拡大」についてでございます。

続きまして、整理番号2「幌加内農業地域の拡大」についてでございます。

9ページをご覧ください。本案件は、大部分を農地が占め、一部原野等である地域につきまして、平成31年から土地改良事業、これは道営農地整備事業でございますが、これを予定しており、引き続き農地として利用することが確実で、周辺の農業振興地域と一体として総合的な農業の振興を図る必要があるため、農業地域に拡大するものでございます。

新たに農業地域に指定する面積は、55haで、変更区域内には農地が41haあります。

個別規制法との関係については、農業地域の変更後、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、農業振興地域の変更を行うとともに、併せて農用地区域の指定を行うこととなります。

五地域の指定状況等につきましては、現在は、「自然公園地域の第3種特別地域」と一部「森林地域」が重複する地域となっておりますが、変更後は、「自然公園地域の第3種特別地域」と「農業地域」が重複するとともに、一部は森林地域も合わせた3地域が重複する地域となります。なお、自然公園につきましては、朱鞠内道立自然公園です。

10ページをご覧ください。変更区域は、朱鞠内湖の南側に位置しております。

11ページをご覧ください。土地利用基本計画図です。桃色の部分が農業地域に拡大する区域で、凡例にありますとおり、右(東)に橙色のポツポツで色塗りされた農業地域、左(西)に緑色の丸(○)の保安林に接しております

12ページをご覧ください。土地利用基本計画図の拡大図でございます。赤枠で囲んだところが、農業地域に拡大する区域でございます。

青色の横線の自然公園地域の特別地域内にあり、一部森林地域が存在します。

13ページをご覧ください。グーグルの航空写真です。道道251号線が変更区域を横切っています。

14ページをご覧ください。昨年11月に撮影した変更区域の写真です。変更区域の大部分は農地で、そばの栽培が行われています。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについてご説明いたします。

まず、ポイント1に関しては、本案件は、土地改良事業により、農地として利用・保全を図ろうとするものでありますことから、農業地域の指定については、土地利用基本計画との整合性が図られていると考えます。

ポイント2に関しては、本案件は、「自然公園地域の特別地域」の中に「農用地区域を伴う農業地域」を指定することになりますが、両者の重複は認められていること、さらに、第3種の特別地域では、通常の農林漁業活動は容認されておりますので、農業地域の指定は妥当と考えております。

次にポイント3に関しては、先ほどの整理番号1、滝川の案件と同様、本案件は、新たに農業地域を指定するものでありますので、この項目については該当していません。

最後にポイント4に関しては、変更区域は、農業地域に接しており、一体となって利用が図られるものであることから、農業地域への変更による他地域への悪影響はないものと考えております。

なお、近くに1級河川のオンネベツ川があり、事業の実施に伴いまして、流出増の可能性がありますことから、事業実施前の平成31年に河川管理者であります道と治水協議を行う予定となっているところであります。

以上が「幌加内農業地域の拡大」についてでございます。

続きまして、整理番号3「土幌農業地域の拡大」についてでございます。

15ページをご覧ください。本案件は、農地を含む地域で、当該農地部分については、平成30年から土地改良事業、これは道営農地整備事業ですが、これを予定しており、周辺の農業振興地域と一体として総合的な農業の振興を図る必要があるため、農業地域に拡大するものでございます。

新たに農業地域に指定する面積は、46ヘクタールで、変更区域内には農地が15ヘクタールあります。個別規制法との関係については、農業地域の変更後、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、農業振興地域の変更を行うとともに、併せて農用地区域の指定を行うこととなります。

五地域の指定状況等につきましては、現在は、「森林地域」と五地域のいずれにも属さない「白地地域」となっていますが、変更後は、「白地地域」が解消されまして「農業地域」と一部「森林地域」との重複地域となります。

16ページをご覧ください。変更区域は、土幌町役場から南東に約1.1キロメートルの位置にございます。

17ページをご覧ください。土地利用基本計画図でございます。変更区域は、右(東)に「農業地域の農用地区域」、左(西)に「森林地域」と接しています。

次に18ページをご覧ください。土地利用基本計画図の拡大図でございます。赤枠で囲んだところが、農業地域に拡大する区域です。白色の部分が五地域のいずれにも属していない「白地地域」です。

19ページをご覧ください。グーグルの航空写真です。森林や農地が広がっております。

20ページをご覧ください。昨年11月に撮影した変更区域の写真です。①、②は農地部分を写しており、ここでは、馬鈴しょの栽培が行われています。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについてご説明いたします。

まず、ポイント1に関しては、本案件は、土地改良事業によりまして、農地として利用・保全を図ろうとするものであることから、農業地域の指定については、土地利用基本計画との整合性が図られていると考えます。

ポイント2に関しては、本案件は、「森林地域のその他」の中に「農用地区域を伴う農業地域」を設定することになりますが、両者の重複は認められていることから、農業地域の指定は妥当と考えております。

なお、農用地区域は、農地の部分に設定され、また、森林地域の部分は、「農業地域のその他」との重複となりますので、森林としての利用が優先されることとなります。

次にポイント3に関しては、これまでの2つの案件と同様、新たに農業地域を指定するものがありますので、この項目については該当しておりません。

最後にポイント4に関しては、変更区域は、農業地域に接しておりまして、一体となって利用が図られるものであることから、農業地域への変更による他地域への悪影響はないものと考えております。

なお、近くに、1級河川、居辺川があり、事業の実施に伴い流出増の可能性があることから、事業実施前の平成30年に河川管理者であります道と治水協議を行う予定です。

以上が「土幌農業地域の拡大」についてでございます。以上、3件が農業地域の拡大案件についてございました。

次に、農業地域の縮小案件についてご説明いたします。これからご説明いたします2つの案件につきましては、都市地域の拡大に伴いまして、農業地域を縮小するという案件でございます。

まず、整理番号4「恵庭農業地域の縮小」についてでございます。

21ページをご覧ください。本案件は、当該地域が都市地域の市街化区域に隣接する地域でございまして、民間開発により住宅系土地利用の実施の見通しが明らかになりましたことから、市街化区域に編入し、都市的な土地利用を図ろうとするもので、総合的な農業の振興を図る必要がないため、農業地域を縮小するものでございます。

農業地域を縮小する面積は、4ヘクタールで、現況は、農地が3ヘクタール、宅地が1ヘクタールとなっております。

個別規制法との関係につきましては、都市計画法に基づきまして、都市計画の変更(区域区分の変更)を行うとともに、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、農業振興地域の変更を行うこととなります。

個別規制法の審議会の状況につきましては、都市計画の変更に関し、北海道都市計画審議会が2月7日に開催される予定となっております。

五地域の指定状況等につきましては、現在は、「都市地域の市街化調整区域」と「農業地域」が重複する地域となっておりますが、変更後は、「都市地域の市街化区域」のみとなります。これは、「農業地域」と「都市地域の市街化区域」は重複することができませんので、「都市地域」のみとなるものです。

22ページをご覧ください。変更区域は、JR恵み野駅から東に約1.3キロメートルの位置にありまして、恵庭市の恵み野地区の住宅地に隣接しています。

23ページをご覧ください。土地利用基本計画図でございます。黄色の部分が変更区域でございます。

24ページをご覧ください。土地利用基本計画図の拡大図でございます。黒枠で囲んだところが、農業地域を縮小する区域でございます。変更区域は、赤色の縦線の市街化調整区域と橙色のポツポツの農業地域の中にあって、上の赤色の縦横線で表した市街化区域に接しています。

25ページをご覧ください。グーグルの航空写真でございます。住宅街と接していることがお分かりになると思います。農地が広がっております。

26ページをご覧ください。昨年の11月に撮影した変更区域の写真です。右上にありますとおり、3方向から撮影しております。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについてご説明いたします。

まず、ポイント1に関しては、本案件は、市街化区域の住宅地に隣接する地域におきまして、住宅系土地利用の実施の見通しが明らかになったことから、今後、市として都市的土地利用を図るため、市街化区域に編入しようとするものであり、国土利用計画や土地利用基本計画に掲げられている「道土利用の基本方向」や「土地利用の基本方向」等に合致しているものと考えているところでございます。

次にポイント2に関しては、本案件は、今後、都市的土地利用を進めていくために市街化区域に編入しようとするものであり、農業地域と市街化区域は重複できないことから、農業地域の縮小につきましては妥当と考えているところでございます。

次にポイント3に関しては、変更区域は、「都市地域の市街化調整区域」と「農業地域のその他」の重複地域にありますが、この場合、「重複地域における土地利用の調整指導方針」では、「農業上の利用を優先するが、土地利用の現況に配慮しつつ、都市的な利用を認める」となっ



おりますので、支障のないものと考えているところでございます。

最後にポイント4に関しては、変更区域は、市街化区域に隣接しておりまして、農業地域の縮小により他地域への影響はないものと考えているところでございます。

なお、近くに国が管理する1級河川の漁川がありますが、河川管理者であります国との協議において支障がない旨確認されております。

以上が「恵庭農業地域の縮小」についてでございます。

続きまして、整理番号5「根室農業地域の縮小」についてでございます。

27ページをご覧ください。本案件は、当該地域が、都市地域の用途地域に隣接する地域でありまして、既に住宅地が形成されていることから、整序ある土地利用を図るため用途地域に指定するものでございまして、総合的な農業の振興を図る必要がないため、農業地域を縮小するものでございます。

農業地域を縮小する面積は、8ヘクタールで、現況は、宅地が5ヘクタール、原野が1ヘクタール、道路が2ヘクタールとなっております。

個別規制法との関係につきましては、都市計画法に基づきまして、都市計画の変更(用途地域の指定)を行うとともに、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして、農業振興地域の変更を行うこととなります。

個別規制法の審議会の状況につきましては、都市計画の変更に関し、根室市の都市計画審議会が1月23日に開催されています。

五地域の指定状況等につきましては、現在は、「都市地域のその他」と「農業地域のその他」が重複する地域となっておりますが、変更後は、「都市地域の用途地域」のみとなります。これは、「農業地域」と「都市地域の用途地域」は重複することができませんので、「都市地域」のみとなるものです。

28ページをご覧ください。変更区域は、2か所で、いずれも根室駅から南に約1キロメートルの位置にございます。右側の部分が月岡・宝林地区、左側の部分が月岡地区となります。

29ページをご覧ください。土地利用基本計画図でございます。黄色の部分が変更区域ですが、その周りの赤色の太線が都市地域を示しており、変更区域は「都市地域のその他」の中にございます。

30ページをご覧ください。土地利用基本計画図の拡大図でございます。いずれの変更区域も、橙色のポツポツで色塗りされた「農業地域」の中にあり、赤色のポツポツで色塗りされた「用途地域」に接しています。

31ページをご覧ください。グーグルの航空写真でございます。変更区域では、既に宅地が広がっていることがお分かりになると思います。

32ページをご覧ください。こちらは、昨年の11月に撮影した月岡・宝林地区の写真でございます。

33ページをご覧ください。こちらは、月岡地区の写真でございます。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについてご説明いたします。

まず、ポイント1に関しましては、本案件は、都市地域の用途地域に隣接する地域でございまして、既に住宅地が形成されていることから、整序ある土地利用を図るため用途地域に指定するものであり、国土利用計画や土地利用基本計画に掲げられております「道土利用の基本方向」や「土地利用の基本方向」等に合致しているものと考えます。

次にポイント2に関しては、本案件は、整序ある土地利用を図るため用途地域に指定するものでありまして、農業地域と用途地域は重複できないことから、農業地域の縮小につきましては妥当と考えているところでございます。

次にポイント3に関しては、変更区域は、「都市地域のその他」と「農業地域のその他」の重複地域にありますが、この場合、「重複地域における土地利用の調整指導方針」では、「農業上の利用を優先するが、土地利用の現況に留意しつつ、都市的な利用を認める」となっておりますことから、支障のないものと考えております。

最後にポイント4に関しては、変更区域は、用途地域に隣接しており、農業地域の縮小により他地域への影響はないものと考えております。

以上が「根室農業地域の縮小」についてでございます。

続きまして、森林地域の拡大案件、整理番号6の「芦別森林地域の拡大」から整理番号10の「美幌森林地域の拡大」についてご説明いたします。

まず、整理番号6「芦別森林地域の拡大」についてでございます。

34ページをご覧ください。本案件は、現況が採草放牧地である区域について、森林環境保全整備事業によりまして植林を実施することが明らかでありますことから、今後、森林としての利用・保全を図るため、森林地域に指定するものでございます。

森林環境保全整備事業は、国の補助事業でございまして、道も上乗せ補助をしていますが、植栽や間伐等の森林施業や、森林作業道等の路網整備などを行うものでございまして、事業主体は地方公共団体や森林組合、森林所有者などとなっています。本事業の実施主体は、芦別市森林組合となっております。

新たに森林地域に指定する面積は、21ヘクタールでございます。

個別規制法との関係につきましては、石狩空知地域森林計画対象民有林の変更手続きを行うこととなります。

なお、これからご説明いたします森林地域の変更案件につきましては、すべて地域森林計画対象民有林の変更手続きが必要でございまして、個別規制法の措置に関する説明は、以後省略させていただきます。

個別規制法の審議会の状況につきましては、北海道森林審議会が昨年12月に開催され、当案件に係る地域森林計画の変更は適当である旨の答申がされております。

なお、これにつきましても、本日の森林地域の案件につきましては、すべて同審議会で「適当である」旨の答申がされておりますことから、以後の説明は省略させていただきます。

五地域の指定状況等につきましては、現在は、農業地域のみですが、変更後は、全面に森林地域がかかり、農業地域と森林地域の重複地域となります。

35ページをご覧ください。変更区域は、芦別駅から北へ約7キロメートルの位置にございます。

36ページをご覧ください。土地利用基本計画図でございます。

37ページをご覧ください。土地利用基本計画図の拡大図でございます。赤枠で囲んだところが、森林地域に拡大する区域です。大部分が緑色の斜線で示された「森林地域の民有林」に接しています。

なお、計画図では変更区域内に橙色の斜線が引かれ、農業地域の農用地区域であることを示していますが、変更区域では、平成28年10月に農用地区域が除外されております。

38ページをご覧ください。グーグルの航空写真でございます。

39ページをご覧ください。昨年の11月に撮影した現地の写真です。

続きまして、整理番号7「日高森林地域の拡大」についてご説明いたします。

40ページをご覧ください。本案件は、現況が森林の区域について、今後も森林としての利用・保全を図るため、森林地域に指定するものでございます。

新たに森林地域に拡大する面積は、29ヘクタールです。

五地域の指定状況等につきましては、現在は、農業地域のみですが、変更後は、農業地域と森林地域の重複地域となります。

41ページをご覧ください。変更区域は、日高町の日高門別駅から北東へ約14キロメートルの位置にあります。

42ページをご覧ください。土地利用基本計画図でございます。

43ページをご覧ください。土地利用基本計画図の拡大図でございます。一部が森林地域と接しています。

なお、変更区域内は農用地区域となっておりますが、平成28年11月に農用地区域が除外されています。

44ページをご覧ください。グーグルの航空写真です。森林であることがお分かりになります。

45ページをご覧ください。昨年の11月に撮影した現地の写真です。

続きまして、整理番号8「稚内森林地域の拡大」についてご説明いたします。

46ページをご覧ください。本案件は、現況が森林の区域について、森林環境保全整備事業に

より森林の整備が図られる予定でありますことから、今後も森林としての利用・保全を図るため、森林地域に指定するものです。事業主体は、稚内市でございます。

新たに森林地域に拡大する面積は、207ヘクタールです。

五地域の指定状況等につきましては、現在は、農業地域のみですが、変更後は、農業地域と森林地域の重複地域となります。

47ページをご覧ください。変更区域は、稚内駅から東へ約21キロメートル、宗谷岬から南西へ約3キロメートルの位置でございます。

48ページをご覧ください。土地利用基本計画図でございます。

49ページをご覧ください。土地利用基本計画図の拡大図でございます。

なお、変更区域内は農用地区域となっておりますが、現在、農用地区域は除外されています。

50ページをご覧ください。グーグルの航空写真でございます。

51ページをご覧ください。昨年11月に撮影した現地の写真です。

続きまして、整理番号9「浜頓別森林地域の拡大」についてご説明いたします。

52ページをご覧ください。本案件は、ただ今の案件と同様、現況が森林の区域につきまして、森林環境保全整備事業によりまして、森林の整備が図られる予定でありますことから、今後も森林としての利用・保全を図るため、森林地域に指定するものです。事業主体は、中頓別・浜頓別町森林組合です。

新たに森林地域に拡大する面積は、14ヘクタールです。

五地域の指定状況等につきましては、現在は、農業地域のみですが、変更後は、農業地域と森林地域の重複地域となります。

53ページをご覧ください。変更区域は、浜頓別町役場から西に約11キロメートルの位置でございます。

54ページをご覧ください。土地利用基本計画図でございます。

55ページをご覧ください。土地利用基本計画図の拡大図でございます。

なお、変更区域内は農用地区域となっておりますが、現在、農用地区域は除外されています。

56ページをご覧ください。グーグルの航空写真でございます。

57ページをご覧ください。昨年11月に撮影した現地の写真でございます。

続きまして、整理番号10「美幌森林地域の拡大」についてご説明いたします。

58ページをご覧ください。本案件は、森林環境保全整備事業により、植林が行われたことから、今後、森林としての利用・保全を図るため、森林地域に指定するものでございます。事業主体は、美幌町森林組合でございます。

新たに森林地域に拡大する面積は、8ヘクタールです。

五地域の指定状況等につきましては、現在は、農業地域のみですが、変更後は、農業地域と森林地域の重複地域となります。

59ページをご覧ください。変更区域は、美幌駅から南西に約16キロメートルの位置でございます。

60ページをご覧ください。土地利用基本計画図でございます。

61ページをご覧ください。土地利用基本計画図の拡大図でございます。

なお、変更区域内は農用地区域となっておりますが、平成26年10月に農用地区域が除外されています。

62ページをご覧ください。グーグルの航空写真でございます。

63ページをご覧ください。昨年11月に撮影した現地の写真でございます。カラマツが植林されています。

続きまして、整理番号6から10に関する審議のポイントについてご説明いたします。

まず、ポイント1に関しては、それぞれの案件は、現況のまま森林として整備・保全を図る、あるいは、今後、森林としての利用・保全を図っていくとするものであり、土地利用基本計画では、「土地利用の原則」の中で、「森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域」であるとされていることなどから、整合性が図られているものと考えているところでございます。

ポイント2につきましては、いずれの案件も、「農業地域のその他」の中に「森林地域のその

他」を設定しようとするものでございまして、農業地域と森林地域が重複する地域となりますが、両者の重複は認められておりますので、支障がないものと考えているところでございます。

なお、この場合、調整指導方針では、「森林としての利用を優先するものとするが、森林としての調整を図りながら農業上の利用を認める」とされているところでございます。

次に、ポイント3に関しては、いずれの案件も、変更前は五地域が重複しておりませんので、この項目については該当しておりません。

最後に、ポイント4に関しては、変更区域は、いずれも森林地域に接しており、一体として利用が図られるものであることから、森林地域への変更による他地域への悪影響はないものと考えているところでございます。

以上が、森林地域の拡大案件でございます。

続きまして、整理番号11から13の「森林地域の縮小」案件についてご説明いたします。いずれの案件も、森林法に基づく開発行為が行われ、その完了確認を終えた区域について、森林地域から除外しようとするものです

まず、整理番号11「帯広森林地域の縮小」についてご説明いたします。

64ページをご覧ください。本案件は、森林法に基づき開発行為の許可を受けまして、農地造成を実施したことなどにより、森林でなくなったことから、森林としての利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものでございます。

森林地域を縮小する面積は、26ヘクタールです。

五地域の指定状況等につきましては、現在、農業地域と森林地域が重複しておりますが、変更後は、農業地域のみとなります。

65ページをご覧ください。変更区域は、帯広駅から南西に約32キロメートルの位置にございます。

66ページをご覧ください。土地利用基本計画図でございます。

67ページをご覧ください。土地利用基本計画図の拡大図でございます。

68ページをご覧ください。グーグルの航空写真でございます。

69ページをご覧ください。昨年11月に撮影した現地の写真でございます。

続きまして、整理番号12「上士幌森林地域の縮小」についてご説明いたします。

70ページをご覧ください。本案件は、森林法に基づき開発行為の許可を受け、農地造成を実施したことによりまして、森林でなくなったことから、森林としての利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものでございます。

森林地域を縮小する面積は、8ヘクタールです。

五地域の指定状況等につきましては、現在、農業地域と森林地域が重複しておりますが、変更後は、農業地域のみとなります。

71ページをご覧ください。変更区域は、上士幌町役場から北西に約4キロメートルの位置にございます。

72ページをご覧ください。土地利用基本計画図でございます。

73ページをご覧ください。土地利用基本計画図の拡大図でございます。

74ページをご覧ください。グーグルの航空写真でございます。

75ページをご覧ください。昨年11月に撮影した現地の写真でございます。

続きまして、先ほどの整理番号11「帯広森林地域の縮小」とただ今ご説明した「上士幌森林地域の縮小」に関する審議のポイントについてご説明いたします。

まず、ポイント1に関しては、土地利用基本計画では、「森林を他用途へ転用する場合には、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止するよう十分考慮するもの」とされておりますが、農地造成に際し、森林法など関係法令に基づきまして、適切に措置されており、土地利用基本計画との整合性は図られていると考えております。

ポイント2に関しては、引き続き農業地域が残ります。

次にポイント3に関しては、変更区域は、「農業地域のその他」と「森林地域のその他」の重複地域でございますが、「重複地域における土地利用の調整指導方針」では、この両者が重複する地域におきましては、「森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認める」とされておりますことから、土地利用基本計画の土地利用の優先順位等を勘案した変更となっている

ものと考えているところでございます。

ポイント4に関しては、二つの案件とも、農業地域でもある区域におきまして、農地造成に伴い森林地域を縮小するものであることから、他地域への悪影響はないものと考えております。

以上が「帯広森林地域の縮小」及び「上士幌森林地域の縮小」についてでございます。

続きまして、最後の案件となりますが、整理番号13「鶴居森林地域の縮小」についてご説明いたします。

76ページをご覧ください。本案件は、森林法に基づき開発行為の許可を受け、太陽光発電施設の用地造成を実施したことにより、森林でなくなったことから、森林としての利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものでございます。

森林地域を縮小する面積は、7ヘクタールです。

五地域の指定状況等につきましては、現在、農業地域と森林地域が重複しておりますが、変更後は、農業地域のみとなります。

77ページをご覧ください。変更区域は、鶴居村役場から北西に約4キロメートルの位置にございます。

78ページをご覧ください。土地利用基本計画図でございます。

79ページをご覧ください。土地利用基本計画図の拡大図でございます。黒枠で囲んだところが、森林地域を縮小する区域です。橙色のポツポツの「農業地域」と緑色の斜線の「森林地域」が重複する地域でございます。本案件は、この区域を「森林地域」から除外しようとするものでございます。

なお、農業地域を除外しないのは、農業地域は、農業の振興を図ることが相当であると認められる地域を一体として指定しており、個々の事案により除外して、穴あきの状態にするようなことは原則していないためです。

80ページをご覧ください。グーグルの航空写真でございます。赤枠が変更区域で、写真では何もないですけれども、現在は、既に太陽光発電施設が整備されております。

81ページをご覧ください。昨年11月に撮影した現地の写真でございます。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについてご説明いたします。

まず、ポイント1に関しては、土地利用基本計画では、「森林を他用途へ転用する場合には、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止するよう十分考慮するもの」とされておりますが、太陽光発電施設の用地造成に際し、森林法など関係法令に基づき、適切に措置されており、土地利用基本計画との整合性は図られていると考えております。

ポイント2に関しては、引き続き農業地域が残ります。

次にポイント3に関しては、本案件は、「農業地域のその他」と「森林地域のその他」の重複地域において、太陽光発電施設の用地造成に伴い森林地域を縮小するものであることから、特に支障はないものと考えております。

最後に、ポイント4に関しては、森林地域の縮小により他地域への悪影響はないものと考えているところでございます。

以上が「鶴居森林地域の縮小」についてでございます。以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

□ 中村会長

平賀さん、ご苦労様でした。1時間位しゃべってくださったと思うのですが、量が多いので、ちょっと分けさせてください。まず、農業地域を中心に説明された整理番号の1番「滝川農業地域」から5番「根室農業地域」までの農業地域の拡大地域3つ、縮小2つなんですけど、これについて何かご意見がありましたらお願いいたします。

【質疑応答】

□ 中村会長

私のほうからちょっと。整理番号2だったと思いますけど、「幌加内農業地域拡大」については、北海道と河川について協議するのかなんとかおっしゃられたと思うのですが、それをもう少し、どういう課題があって、どんなことを協議するのかということをお教えいただけますか。

- 事務局（平賀主幹）  
整理番号2の関係のことでございますけれども、近くに一級河川のオンネベツ川がございまして、今回事業の実施に伴いまして、河川の流出増の可能性があるとということでございます。
- 中村会長  
河川の流出量が増加するということですか。
- 事務局（平賀主幹）  
そうです。平成31年度から道営の農地整備事業が行われる予定でございまして、この事業によりまして近くの河川の流出増があるということで、事業実施前の平成31年に河川管理者である北海道と治水協議を予定しているということでございます。
- 中村会長  
今回ここでの議論としては、それを前提として認めていいかということでもいいですね。
- 事務局（平賀主幹）  
はい、そうです。
- 中村会長  
はい、わかりました。それでは、ついでに整理番号3の「士幌農業地域の拡大」については、今、現状で農業地域と森林地域も入っていますよね、19ページのグーグルを見ると、この森林地域はどうなるのですか。ここは農業地域に拡大されるわけですよね。赤く囲った部分が。そこには19ページを見る限りは多くの森林地域があると思うのですが、これが保全された上での農業地域なのか、これが全部伐採されて農業地域となっていくのか、その辺を教えてください。
- 事務局（平賀主幹）  
18ページを見ていただきたいのですが、緑色の斜線部分が森林で、約30ヘクタールあり、ここはそのまま残ります。白色の部分、ここは15ページでいう白地地域の部分でございまして、現況農地でございます。この農地の部分で今回農地整備事業が予定されており、森林の部分も含んで農業地域に拡大しようとするものであります。なぜ、全体を農業地域にするかということ、農業振興地域にする場合には、農用地の部分とそれを保全するような地域も含めて一体として指定していくというものでして、また、農地の部分だけを農業地域にするといびつな形になりますことから、地形的な関係からもこの赤枠全体で農業地域に指定するというところでございます。
- 中村会長  
はい、ありがとうございます。他にいかかでしょうか。
- 椎野委員  
整理番号4について確認させていただきたいのですが。民間開発で都市開発の見通しが明らかになって市街化区域に今年から編入するという説明でしたが、25ページの航空写真を見ますと、今回赤枠の西側のエリアにも宅地が何件かすでに区画されている地域があるように見えるのですが、要するに今回民間開発の対象になっていないから、ここは市街化区域に編入しないということなんですか。ぱっと見ると西側まで延ばして指定したほうが住宅地形成には自然かなと思う。今回民間開発の予定地はあくまで赤枠の中だけだったから、そこを市街地にするという理解でよろしいのでしょうか。
- 事務局（平賀主幹）  
所管している都市計画課の方から説明いたします。

□ 建設部都市計画課（野並主査）

道庁の都市計画課の野並と申します。25ページの航空写真の赤枠の左下側ですが、ここについては、25ページの一番左下がちょっと欠けているのですが、駐車場みたいなものが見えておりまして、ここは恵庭の道の駅でして、農業関係の直売所などを併設しているところでございます。ここの道の駅と今回の編入区域の間では恵庭市のほうで花と緑の拠点構想というのがありまして、公園も同時に新規で整備する地区となっております。このため、この区間は宅地開発を行っていないので、市街化区域に編入しないということでございます。

□ 椎野委員

ありがとうございます。形だけ、ぽこっと出ていたので、市街化区域につなげた方がいいのではと質問させていただきました。ありがとうございました。

□ 中村会長

川村委員、どうぞ。

□ 川村委員

私も整理番号4についてお聞きしたいのですが、先ほどのご説明ではここには一級河川があってですね、国と協議されたというお話だったのですが、その協議というのは防災の観点からの協議と解釈してもよろしいのでしょうか。具体的にこのエリアの判断というか河川判断等も含めて全部議論されていると解釈してよろしいでしょうか。

□ 建設部都市計画課（野並主査）

今回の編入するエリアについての安全性に加えまして、畑のところが住宅になるということで土壌への浸透などの具合も変わってきますから、そうなりますと川への流出が増えるということもありますので、河川の下流方面への影響についても河川管理者と協議させていただいたということでございます。

□ 中村会長

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、また後で気づいたら戻ることにして、6番「芦別森林地域の拡大」から10番の「美幌森林地域の拡大」までご意見がありましたらお願いします。

□ 永野委員

ちょっと確認したいのですけれど、10番の美幌ですね。変更前は農業地域、変更後は農業地域と森林地域の重複地域となる、ということになったのですが、重複する場合にこの参考資料の農業地域と森林地域が重複する場合に4番ですか、農用地として利用を優先するが、農業上の利用との調整を図りながら森林としての利用を認める、というふうに書いてあるのですが、これ実際はですね、植林したら何年か後にはもう農用地として、機能を果たせなくなりますよね。将来的には農業地域というのは削除されることになるのでしょうか。

□ 事務局（平賀主幹）

これも先ほど、会長からのご質問に対する答えと同じような考えで、その部分だけ農業地域を穴あきにするようなことはしてないものですから、基本的には当面は農業地域として指定されるということになると思います。

□ 永野委員

通常は現況で判断しますよね。いや、現況で判断されるのは地目でしたか。

□ 農政部農地調整課（原主査）

道庁農地調整課の原と申します。ご質問の件ですが、農地として守っていくということは、農

業振興地域の中の市町村が定める農用地区域というものがあまして、そこがこれから先の非農地も含めて農業的な土地利用を守っていくエリアとして、農業振興地域の場合は、外枠と呼んでおりまして、指定としては、ある意味、引き算的な指定をする。市町村のエリアの中で一体をまず農業振興地域の対象エリアとして設定した中で市街化区域であるとか、あるいは保安林の地区だったりとか、あるいは国有林だとか道有林のような大規模な森林の部分を除いて行ってそれ以外の農業としての使う可能性がもしかしたらあるかもしれない、あるいは、農地の保全のために必要な場合があるかもしれないといったような部分を見越して、引き算的にそれ以外の部分を農業振興地域として指定していくようなところがあるものですから、それで今回については、この事例だけで外すということにはならないものですから、それで残している、残置しているという形になります。

□ 中村会長

はい、他いかがでしょうか。8番の稚内ですけども。ページでいうと、50ページのグーグルの写真がわかりやすいですけど。こういうところを森林化するというのは、どこでやるのですかね。何を言いたいのかというと、ものすごい大変だと思うんですよね。本当に成林するのかなと思うような。成林させるのも困難な状況ですけど、これはどこがやるのでしょうか。

□ 水産林務部森林計画課（中川主査）

森林計画課中川です。実施主体は稚内市です。

□ 中村会長

これは、稚内市が着実に森林にできるということで森林地域にすると。

□ 水産林務部森林計画課（中川主査）

そうですね。森林環境保全整備事業の計画があります。

□ 中村会長

はい、わかりました。とても難しいでしょう。他いかがでしょうか。

（発言なし）

□ 中村会長

それでは、11番帯広の森林地域、これは減少する方ですが、上士幌、最後の鶴居村の太陽光発電のこの3つの件についていかがでしょうか。11番から13番です。

□ 迫田委員

迫田です。11番帯広の森林地域ですが、69ページの現地写真を見ると、写真が撮られているのは①と②だけで、あと、大きく3カ所かな、あると思うんですけど、その部分の写真がないのですが、これは現況は確認済みということですか。写真がないのは何か事情があるのですか。

□ 事務局（平賀主幹）

現地の所管の振興局を通じて撮影するのですが、この時期、気候等状況がございまして、今回は①と②だけということでした。

□ 迫田委員

それは、やはり冬場だからというのが大きいのですか。

□ 事務局（山本局長）

雪が多くて現地まで行けなかった。近くまで行けなかったということになります。



□ 中村会長

68ページの写真で気になるのが、戸蔦別川の近くの河畔林の近くが農地にされてしまうのですが、災害が起こった2年前、4つの台風が来たときのその場所ですけど大丈夫ですかね。ここが伐採されてしまうのですよね。大丈夫ですかね。

□ 建設部河川砂防課（吉崎主査）

河川砂防課の吉崎と申します。こちらは河川敷の外になります。河川とは関係ありません。

□ 中村会長

わかりました。ありがとうございます。非常に近く見えたので。他いかがでしょうか。

（発言なし）

□ 中村会長

ちょっと確認させてください。整理番号13番の鶴居村の太陽光発電ですけど、太陽光発電される場所というのは、基本は何になっているのですか。五地域区分ですと農業地域であっても太陽光発電をしても全然問題ないのでしょうか。例えばエリアが大きくなったとき、先ほどの宅地開発の場合は洪水流出量のチェックをして、それこそ都市だと洪水調整池みたいなものを作ったりしていろいろ対応しているはずですけど、太陽光発電の場合、ここは五地域の指定状況では細区分はないのですよね。これどういう地目になっているのですか。その辺を教えてください。

□ 事務局（平賀主幹）

まずは私の方から説明させていただきますと、農業地域の場合には農用地区域ですと、開発区域の許可申請が必要となってきます。現況が農地でございますと農地法の5条の許可が必要となってきてそういった法の手続きが必要となってきます。ただ、農用地区域以外の農業地域につきましては、開発行為に当たっては、特に手続きは必要ないということになっているところがございます。

□ 中村会長

この13番は、全体としては農業地域ですけど、中は農用地区域外ですか。

□ 事務局（平賀主幹）

現況農地でもございませぬし、農用地区域内というわけでもない、と。

□ 中村会長

ということは、太陽光発電を設置するときは、規制はかからないとっていいのでしょうか。それとも、かかるのですか。

□ 農政部農地調整課（原主査）

農業地域というのは、我々都道府県の方で指定するのですが、外枠とっていまして、外枠の範囲内で市町村が農用地区域というのを定めて、その中の農用地区域に指定されたエリアについては、農業的利用する土地として守っていくということになって、そのエリア外のことを農振白地と呼んでいますけども、農業振興地域であるが農用地区域に指定されていない農振白地の部分については、開発行為についての許可はかかってこない。ただ、唯一あるのが、その地域で開発を行った場合に農用地区域内の土地に影響を与える場合については、勧告することができるという条文はありますが、基本的にはそれ以前に着手するときなどについては、農振法上の制限というのはございませぬ。

□ 中村会長

ということは、この79ページで見るとは農用地区域ではないので、わかりやすくいうと、

太陽光発電はいくら作っても大丈夫であると。

- 農政部農地調整課（原主査）  
周辺の農地に影響を与えない限りは大丈夫です。
- 中村会長  
だから、いっぱい作れるのですね。わかりました。他いなかでしょうか。よろしいですか。全体を通じてありますでしょうか。
- 中村会長  
それでは、いろいろなご質問が出たのですが、的確に事務局の方から答えていただいて、特に異議はなかったというふうに私は思うのですが、よろしいでしょうか。

（発言なし）

- 中村会長  
それでは、諮問の受けました北海道土地利用基本計画（計画図）の変更は適当と認めて、その旨答申したいと思います。  
なお、答申の文案と知事への提出につきましては、私に一任いただくということで、よろしいでしょうか。

（複数委員から「はい」の発言あり）

- 中村会長  
はい、ありがとうございます。それではそのように取り進めさせていただきたいと思います。  
ちょっと長くなっていますが10分休憩します。3時10分から始めたいと思います。よろしくをお願いします。

— 休 憩 —

## 8 議案審議 北海道土地利用基本計画（計画書）の変更について

- 中村会長  
それでは、4（2）の議題に入りたいと思います。北海道土地利用基本計画（計画書）について、前回、昨年8月30日開催の審議会において知事から諮問があり、これまで素案、原案について審議してまいりましたが、本日、事務局から第5次（案）として示されていますので、これについて審議してまいりたいと思います。  
それでは、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局（平賀主幹）  
それでは、北海道土地利用基本計画の計画書の変更についてご説明いたします。  
昨年8月の審議会におきまして素案をお示しして以降、委員の皆様をはじめ市町村や国などからご意見をお伺いしてきたところでございますが、いただいたご意見を踏まえまして、最終案となります北海道土地利用基本計画—第5次（案）を取りまとめましたので、本日は、この第5次（案）についてご審議いただきたいと存じます。  
資料は、2-1から2-5までとなります。  
それでは、資料2-1をご覧ください。第5次（原案）と第5次（案）の対照表でございます。  
原案につきましては、昨年11月から本年1月まで、当審議会、市町村長、国土交通大臣からご意見をお伺いし、いただいたご意見を踏まえまして、第5次（案）としたところでございます。  
原案からの変更点でございますが、資料2-1の10ページをご覧ください。

音更町からのご意見を踏まえまして、十勝連携地域におきまして、企業立地を促進するための土地利用につきまして新たに記述しております。

また、次の11ページでございますが、永野委員からの「五地域について分かりやすく表現できないか」とのご意見をいただきまして、五地域に係る説明を修正しております。

以上が、原案からの変更点でございますが、素案の段階からこれまでにいただきましたご意見の内容、そしてご意見に対する道の考え方につきましては、資料2-4にまとめてございますので、ご参照願います。

次に、第5次の計画の内容につきましては、昨年8月の審議会におきまして、素案の概要につきまして、ご説明したところでございますが、あらためまして、資料2-2によりまして、最終案となります第5次(案)の概要につきましてご説明させていただきます。基本的に内容の変更はございません。

資料2-2をご覧ください。

初めに、第1の「土地利用の基本」についてでございますが、「道土利用の基本方向」では、今後の土地利用に当たりまして、「適切な道土管理の実現」、「自然環境や美しい景観等の保全・再生・活用」、「安全・安心の実現」を視点として進めることを「道土利用の基本方向」に位置づけますとともに、これら3つの視点に関する内容を記述いたしております。

左側の「適切な道土管理の実現」では、都市機能や居住の中心部や生活拠点への集約化など、真ん中の「自然環境や美しい景観等の保全・再生・活用」では、自然環境の有する多様な機能を活用したグリーンインフラの取組の推進や水資源の保全と水源周辺における適正な土地利用の確保など、そして、右側の「安全・安心の実現」では、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限などについて記述しております。

次に、その下の「地域類型別の土地利用」では、道土を「都市」、「農山漁村」、「自然維持地域」の3つに分類いたしまして、各地域ごとの土地利用の基本方向を記述しております。

左側の「都市」では、低・未利用地の有効活用のほか、近年問題となっている空き家の有効活用など、真ん中の「農山漁村」では、人口減少を踏まえ、コミュニティの再生や住民サービス機能の維持・確保など、そして、右側の「自然維持地域」では、エコツーリズムなど自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用の推進や自然環境の保全・再生・活用などについて記述しております。

また、その下の「連携地域別の土地利用」では、北海道総合計画における6つの連携地域ごとに、土地利用の基本方向について記述しております。

例えば、「道央広域連携地域」、ここは、空知、石狩、後志、胆振、日高の5地域が含まれますが、ここでは、ものづくり産業や食関連産業等の集積などによる本道経済を牽引する産業の活性化の促進などについて記述しております。

次のページをお開きください。2ページ目でございますけれども、第2の「土地利用の原則及び調整」についてでございますが、「土地利用の原則」では、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五地域ごとに、適正な土地利用を図るための原則について記述しており、また、その下の「五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針」では、五地域が重複する地域における土地利用の優先順位や誘導方向等について記述しているところでございます。

これにつきましては、先ほどの計画図の変更の中でもいくつかご紹介させていただいたところでございます。

また、その下の「水資源保全地域の土地利用」では、「北海道水資源の保全に関する条例」に基づきまして、本道の貴重な財産である水資源を保全するための土地利用について記述しております。今回の第5次の計画で新たに追加した項目でございます。

最後に、第3の「土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画」についてでございますが、これは、国や地方公共団体などによる大規模な開発計画を土地利用基本計画に掲載することにより、事業の実施を明らかに阻害するような計画区域内の土地取引について利用目的の変更勧告等一定の規制を加えることができるものとするものであり、現行計画に引き続き、苫小牧東部開発新計画及び石狩湾新港地域開発基本計画を掲載しております。

なお、お手元に、資料2-3として第5次(案)の本編、資料2-5として現行の第4次計画と

の対照表をお配りしておりますので、後ほど、ご覧いただきたいと思います。

以上で、第5次(案)についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【質疑応答】

□ 中村会長

はい、要点をご説明いただきました。ちょっと時間的にも細かな文字の説明をすることはできませんので、みなさんのところには、あらかじめ資料が届いていると思います。それでは、今の説明についていかががでしょうか。

□ 永野委員

すいません、ちょっと確認ですけど、資料2-1の21ページ。五地域区分の面積ということで、原案と案で左右較べているのですが、我々の業界などで北海道は、全国の森林面積のだいたい4分の1、22%とよくいわれているのですが、そのときの数字が約5百60何万ヘクタールとかいって、いろんな会議とかで私も話もし、いろんな話も聞くのですが、この資料を見る限り、569万ヘクタールの中にはですね、五地域の重複も含めて森林としてカウントされるのは569万ヘクタールという理解でよろしいでしょうか。

□ 中村会長

いかががでしょうか。確かに割合を全部足すと129%になっていますけど。

□ 事務局（平賀主幹）

ここでは重複分も含めておりますので、その分もカウントされております。

□ 永野委員

単純な森林だけだったら、これ以下ですけども、森林と重複区域も含めて森林と認定されている面積がこの約569万という理解でよろしいですね。ありがとうございました。

□ 中村会長

他いかががでしょうか。短い時間で見ていただくのは大変だと思うのですが。いかががでしょうか。意見・異議は、ないというふうに考えてよろしいでしょうか。

(発言なし)

□ 中村会長

この資料は皆さんにメール等で入っているということで、すでに見ていただいたかもしれませんが。ということで、ご意見は特にないということでしたので、この第5次(案)について、北海道土地利用基本計画(計画書)の変更については、これを適当として認め、その旨答申してよろしいでしょうか。

(複数委員から「はい」の発言あり)

□ 中村会長

はい、ありがとうございます。それでは、皆さんの賛同を得ましたので、北海道土地利用基本計画(計画書)の変更については、適当である旨答申することに決定します。

なお、答申の文案と知事への提出については、私に一任いただくということで、よろしいでしょうか。

(複数委員から「はい」の発言あり)

□ 中村会長

はい、ありがとうございます。

それでは、そのように取り進めさせていただきます。本日、予定されていた議題はこの2つですけど、全体を通して何かありますでしょうか。

(発言なし)

□ 中村会長

事務局の方から何かありますか。

□ 事務局（阿部課長）

特にございません。

□ 中村会長

それでは、特にないようですので、これをもちまして本日の審議を終了したいと思います。長時間にわたってありがとうございました。それでは、議事進行をお返しいたします。

□ 事務局（阿部課長）

中村会長、ありがとうございました。また、委員の皆様には貴重なご意見をいただきまして、真摯な審議をいただきましたことに深くお礼を申し上げます。最後、閉会に当たりまして山本局長よりご挨拶申し上げます。

□ 事務局（山本局長）

本日は、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。まずは最初の議題の北海道土地利用基本計画の計画図の変更につきましては、適当である旨決定いただきまして誠にありがとうございます。

先ほどより、会長からお話がありましたとおり、後日、当審議会の答申をいただいた後、計画図の変更を決定し、公表してまいりたいと考えております。

また、2つ目の計画書の第5次(案)につきましてもご了承いただきまして、誠にありがとうございます。こちらにつきましても答申をいただいた後、今月に行われます道議会への報告を経まして年度内に決定・公表してまいりたいと考えております。

最後になりますが、今後とも、道の土地利用行政の推進につきまして、委員の皆様方のご指導、ご協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日は、長い時間ありがとうございました。

□ 事務局（阿部課長）

以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。本日資料が大冊になってございますので、ご希望がございましたら、後ほどこちらの方からお送りをさせていただきますので、その場に資料を置いていただければ結構でございます。本日は誠にありがとうございました。

(以上)